

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年9月20日)

[件 名]

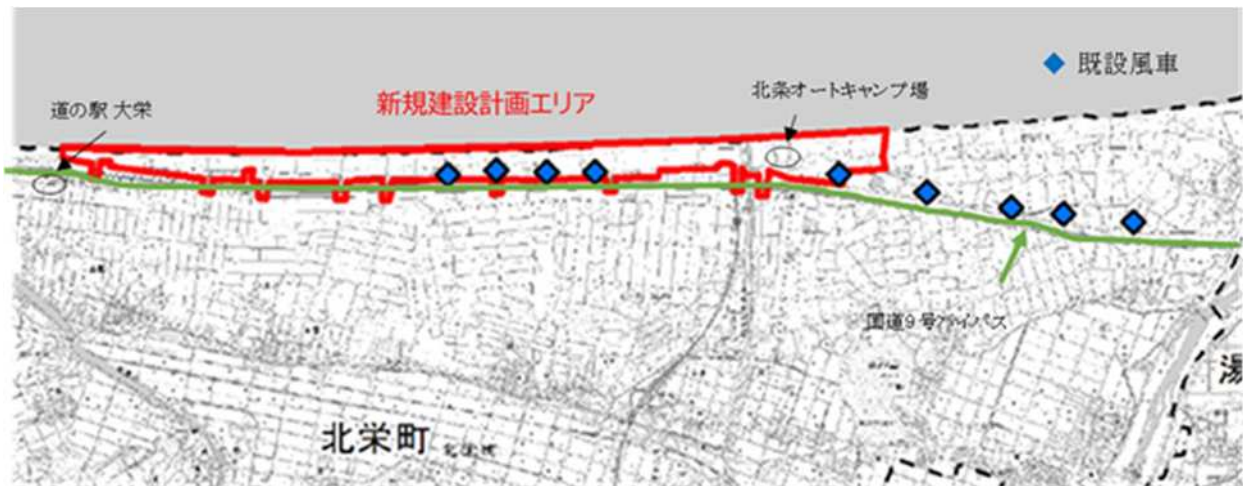
- (仮称)新北条砂丘風力発電事業の方法書に対する知事意見の提出について
(環境立県推進課)・・・2
- 鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会(第2回)の概要について
(くらしの安心推進課)・・・8
- SNSを活用した消費者トラブル防止動画コンテストの開催
(消費生活センター)・・・9
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水環境保全課)・・・10

生活環境部

環境影響評価法の規定に基づき提出された(仮称)新北条砂丘風力発電事業の環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)に対する環境保全上の見地からの県知事意見について、鳥取県環境影響評価審査会による審査結果及び関係市町の意見等を踏まえ、9月1日付けで別紙のとおり経済産業大臣へ提出したので報告する。

1 事業の概要

名称	(仮称)新北条砂丘風力発電事業
場所	北栄町の北条オートキャンプ場から由良川河口付近までの国道9号北条バイパス北側の地域
規模	出力(最大): 29,400 kW、設置基数: 5~7基(単機出力4,200~6,600 kW程度)
事業者	JR 東日本エネルギー開発株式会社



2 知事意見の概要(主なもの)

<総括的事項>

- 積極的に情報提供・説明の機会を設け、地域住民等一人一人に情報が届くように丁寧に説明を行うこと。また、地域住民等からの意見、要望、相談に対しては十分な説明と誠意ある対応に努めること。
- 事業計画の具体化に合わせて、調査項目の選定や調査・予測・評価の手法を見直し、事前に専門家や有識者へのヒアリングを行う等、事業者自ら再度検証したうえで、現地調査を行うこと。
- 山陰道(北条道路)建設工事完了後の状況に対して各環境項目の予測・評価を行う必要があることから、適切な手法を用いて調査を行い予測・評価を行うこと。

<個別的事項>

- 国道9号及び山陰道(北条道路)は鳥取県の主要幹線道路であることから、風車の配置の検討においては、交通への支障が生じることがないように道路利用者の安全が優先される計画とすること。
- 騒音の影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、複数の風車間での複合的な影響や、音の吸収・回折・反射など様々な要素を考慮したうえで、風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価を行うこと。
- 事業実施区域及びその周辺の地下水の利用状況を把握し、ボーリング調査や既設井戸の水位・水質等のモニタリングを行うなど、地下水への影響を調査・予測・評価すること。
加えて、本事業実施区域は海に近いため、地下水の揚水に伴う帯水層への海水流入による塩水化が起らないよう適切に調査・予測・評価を行うこと。
- 事業実施区域内には人の手が加わっていない砂丘植生が存在するが、環境省等の既存資料で植生分布の確認できない場所にも植物が分布している可能性もあることから、事前に現地踏査を行ったうえで、丁寧な調査・予測・評価を行うこと。

<その他>

- 事業実施区域には、海岸保全区域、保安林(飛砂防備、防風、潮害防備等)、農業振興地域など、個別の法令により規制されている区域が存在しているため、関係法令の確認を確実にし、環境影響調査を実施する前に、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整を行うこと。

3 手続きの経過

- 令和4年9月 22日 事業者が経産省に環境影響評価手続きの実施について報告
- 令和5年3月 30日 事業者が経産省に方法書を提出
 - 3月 31日～5月 1日 方法書の縦覧、一般からの意見聴取(意見聴取は5月 15日まで)
 - 4月 14日～16日 住民説明会(北栄町大栄、北栄町北条、湯梨浜町、琴浦町、倉吉市:計5回)
- 4月 24日 第1回鳥取県環境影響評価審査会
- 6月 19日 第2回鳥取県環境影響評価審査会
- 7月 24日 第4回鳥取県環境影響評価審査会
- 8月 29日 鳥取県環境影響評価審査会から知事へ審議結果の報告
- 9月 1日 知事意見の提出

(参考)環境影響評価手続きについて

状況	呼称	文書の記載内容
の調査 の検討 手法	配慮書 (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
	方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
現 地 調 査 ・ 予 測 ・ 評 価		
調査結果を 踏まえた事業 計画の精査	準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
	評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書 ※ 法対象事業の場合は知事意見を述べる手続はない。
(電気事業法等の許認可・事業着手)		

本事業計画は、鳥取県東伯郡北栄町において、北栄町が運営する「北条砂丘風力発電所」（総出力13,500kW、単機出力1,500kWの風車9基）の稼働停止・撤去後に、既存風車が設置されていた位置の周辺に、JR東日本エネルギー開発株式会社が総出力29,400kW、基数にして最大7基の風車の導入を目指すものである。

本事業の実施区域は植生自然度の高い砂丘植生が広がる北条砂丘であり、保安林が存在し、海岸部は海岸保全区域、沿道海浜景観形成重点区域（北条砂丘景観形成区域）に指定されていることを踏まえると、本事業は植物、生態系、景観などへの影響について適確に環境影響評価を行うべき事案である。

さらに、現在、山陰道（北条道路）の建設工事が令和8年度の開通に向けて行われている状況であり、本事業が山陰道完成後の道路交通に重大な影響を与えることがないよう、道路、車両、運転者等への影響も考慮して極めて慎重に事業計画の検討を行うとともに、完成後の山陰道への影響も考慮した予測・評価が必要である。

また、風力発電事業は、地域住民等の関心も高く、地域の理解のもと進められるべきであり、そのためには丁寧な住民説明に加えて事業計画に関する情報が入手しやすいよう常時ホームページで公表するなど地域住民等への配慮が必要である。

このため、事業者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階に向けて、以下に述べる事項について十分に留意したうえで環境影響調査を実施し、事業計画の更なる検討を行うとともに、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分できないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

1 総括的事項

(1) 本事業は、相当範囲の地域住民等へ影響が及ぶため、準備書の作成を待つことなく、環境影響調査の進捗状況等について、法定の説明会に限らず積極的に情報提供・説明の機会を設け、地域住民等一人一人に情報が届くように丁寧に説明を行うこと。

また、地域住民等からの意見、要望、相談に対しては十分な説明と誠意ある対応に努め、調査中等ですぐに回答できない内容であった場合においても、回答可能となった段階で速やかに回答すること。

(2) 環境影響調査で得られたデータは積極的に開示するとともに、客観性のある科学的根拠を用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の促進に努めること。

また、方法書以降の図書では専門的な内容が多くなることから、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう概要を示すパンフレットを作成するなど、より住民の理解醸成に配慮した資料を作成すること。なお、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとする。

加えて、インターネットによる図書等の公表については、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間に関わらず常時公表するなど、利便性の向上に努めること。

(3) 提出された方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画など具体的に決定していない部分もあったことから、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査項目の選定や調査・予測・評価の手法を見直し、事前に専門家や有識者へのヒアリングを行う等、事業者自ら再度検証したうえで、現地調査を行うこと。準備書には調査結果、評価結果が十分に検証できるよう、風車の配置及び機種、取付道路や取付ヤード等の附帯設備、土地の形質変更の計画や植物の伐採計画など事業計画全体について具体的かつ詳細に示すこと。

- (4) 事業計画の策定に当たっては、調査の結果に基づいて環境影響の回避・低減を優先し、風車の規模、設置位置を検討すること。各環境項目に係る予測は、設定した風車の位置や想定機種種の諸元等を用いて影響が最大となる条件で実施するとともに、可能な限り定量的に予測すること。また、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみではなく、現在の環境を極力悪化させないという観点から、事業による影響の回避又は最大限の低減が十分になされているかを評価すること。
- 特に、想定されている 4,200～6,600 kW 級陸上風車は、これまで国内で実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で各環境項目について調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 山陰道(北条道路)建設工事完了後の状況に対して各環境項目の予測・評価を行う必要があることから、適切な手法を用いて調査を行い予測・評価を行うこと。
- (6) 各環境項目の予測に際して不確実性の程度を整理し、不確実性の高い項目については、事後調査の実施を検討すること。なお、検討の結果、事後調査を必要とする環境項目については、その調査計画及び予測の範囲を超えた場合の対応策を準備書に詳細に記載すること。
- (7) 事業実施区域の存在する北栄町及び周辺市町からは、事業者から住民に対して事業計画等について丁寧に説明を行うよう、県に意見が寄せられていることから、調査の進捗状況や事業計画具体化の各段階において、関係市町に対して適時情報提供すること。

2 個別的事項

(1) 山陰道(北条道路)への影響

- ア 国道9号及び山陰道(北条道路)は鳥取県の主要幹線道路であることから、風車の配置の検討においては、交通への支障が生じることがないように道路利用者の安全が優先される計画とすること。
- イ 風車の存在により、強風時には気流が変化し、走行車両に影響を及ぼす可能性がある。交通に対する風の影響を適切に調査・予測・評価したうえで、交通への影響が極力少なくなる事業計画とすること。
- ウ ブレードの回転、影や反射光等による運転者・交通への影響について、動く視点からの景観(シークエンス景観)を作成するなどして運転者への影響を調査・予測・評価したうえで、交通へ支障が生じることのない事業計画とすること。
- エ 冬季において、ブレードに付着した氷雪の落下、ブレード回転による飛散の可能性も考慮し、落雪や落氷の飛散範囲を検討の上、氷雪の落下等による事故の防止、特に山陰道(北条道路)を走行する車両の安全確保に十分配慮して風車の設置位置の選定をすること。
- オ 風車の設置位置の検討にあたっては、山陰道(北条道路)の整備を進めている国土交通省(倉吉河川国道事務所)と十分な協議・調整を行うこと。

(2) 騒音及び超低周波音、振動

ア 予測に当たっては、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、複数の風車間での複合的な影響や、音の吸収・回折・反射など様々な要素を考慮したうえで、風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価を行うこと。

イ 近傍にある既存風車の撤去後に風車が設置される計画となっていることから、既存風車から発生する騒音を除いたうえで、新設風車による騒音の影響を調査・予測・評価すること。

ウ 調査地点の選定においては、最多風向だけでなく海陸風や季節風の影響も考慮し地点選定を行うほか、事業区域西側の住居や配慮が必要な施設を調査地点に加えるなど、きめ細かく調査地点を設定すること。

エ 工事関係車両の走行に対する騒音・振動調査は、北条湯原道路開通など周辺道路状況により走行ルートが変更される可能性も含め、調査地点を適切に選定し、調査・予測・評価を行うこと。

(3) 水環境

ア 風車の基礎工事中に湧出した地下水の排水を行う場合は、海域を含む周辺への影響について調査・予測・評価する方法を検討し、これを実施すること。

イ 事業実施区域及びその周辺の地下水の利用状況を把握し、ボーリング調査や既設井戸の水位・水質等のモニタリングを行うなど、事業実施による地下水への影響を調査・予測・評価する手法を検討し、これを実施すること。

加えて、本事業実施区域は海に近いので、地下水の揚水に伴う帯水層への海水流入による塩水化が起こらないよう適切に調査・予測・評価を行うこと。

(4) 風車の影

既設の風車と比較して大型化することから、風車の影の影響範囲がより遠距離にまで及ぶ恐れがあるため、影響が最大となる季節や時間等を考慮して正確に予測を行い、その予測結果を踏まえて影響を評価すること。

(5) 動物、植物、生態系

ア 動植物調査について、事業実施区域内には人の手が加わっていない砂丘植生が存在するが、環境省等の既存資料で植生分布の確認できない場所にも植物が分布している可能性もあることから、事前に現地踏査を行ったうえで、丁寧な調査・予測・評価を行うこと。

また、準備書を提出する際には、調査結果のみならず、調査手法の検討経緯も具体的に記載すること。

イ 事業実施区域内に存在する既設風車でのバードストライクの発生状況を十分に調査して現状の把握を行うとともに、バードストライクが起こりやすいと考えられる夜間の調査を実施するなど、より適切な予測・評価を行うこと。

また、既設の風車と比較して大型化することから、同規模風車での調査事例や地域の生態系に詳しい専門家の意見を聴くなどしてバードストライクの回避・低減対策を検討し、準備書を提出する際にはその結果を具体的に記載すること。

(6) 地形・地質

ア 事業実施区域の地質について、表層だけでなく、杭基礎設置深度までの地質を十分に調査・把握したうえで風車設置位置を検討すること。

イ 風車設置に伴う飛砂、漂砂の変化について調査・予測・評価を行い、砂丘地形・海岸地形への影響が極力少なくなる事業計画とすること。

(7) 景観

ア 風車に限らず取付道路等附帯設備、樹木の伐採計画も含めた具体的な景観の変化について調査・予測・評価を行うこと。また、その結果を地域住民等に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努めるとともに、法定の説明会に限らず積極的に説明する機会を設けること。

イ 主要眺望点のほか、事業実施区域周辺の主要な集客施設（青山剛昌ふるさと館、お台場公園、オートキャンプ場、東郷湖畔等）、近傍の住居等からの景観、航空障害灯の点滅等による夜間景観について、複数の視点から作成したフォトモンタージュを用いるなど、わかりやすい説明に努めること。

ウ 事業実施区域は鳥取県の沿道海浜景観形成重点区域（北条砂丘景観形成区域）に指定されていることを踏まえて、風車の設置位置や配色に十分に配慮すること。

(8) 廃棄物

風車の建設工事に伴い発生する廃棄物について、各段階において発生抑制対策を実施するとともに、関係法令に基づき可能な限り有効利用に努め、適正な処理を実施すること。

(9) 文化財

事業実施区域内及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在すること、さらに未知の埋蔵文化財が存在する可能性があることを認識し、風車及びその付帯設備の配置等の検討に当たっては、あらかじめ関係機関と協議・調整のうえ適切に調査を実施するなど十分に注意を払うこと。

3 その他

(1) 事業実施区域には、海岸保全区域、保安林（飛砂防備、防風、潮害防備等）、農業振興地域など、個別の法令により規制されている区域が存在しているため、関係法令の確認を確実にし、環境影響調査を実施する前に、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整を行うこと。

(2) 準備書を提出する際には、風車の事故時の対応を含め、維持管理に関する情報について具体的かつ詳細に記載し、地域住民の安心・安全の確保に努めること。

(3) 取付道路等の附帯設備の設置や風車の陸揚げ・輸送の際に交通への支障が生じることがない計画とすること。

鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会（第2回）の概要について

令和5年9月20日
くらしの安心推進課

犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会（第2回）を開催したので、概要を報告する。

1 検討会の概要

(1) 日 時 令和5年8月29日（火） 10:00～12:00

(2) 出席委員 大岡座長、北野委員、徳田委員、田村委員、牧田委員、谷口委員（本郷委員は欠席・事前に意見提出）

(3) 検討内容

第1回検討会でいただいた全般的な課題、意見を踏まえ、支援組織（行政が前面に立った組織、機能・役割、専門人材の配置）、経済的支援（犯罪直後から中長期に必要な支援、支援対象者）のあり方について意見をいただいた。

①支援組織に一体化すべき機関・窓口

○支援組織は、被害者がたらい回しにならないことが非常に重要、県、警察、支援センターを集約した組織が設置されることは望ましい、婦人、児童相談所などの関係機関までは集約せず、有機的に連携・情報共有を行う体制が必要、ここに行けば必要などところに繋いでもらえる安心感のある窓口の設置を望む意見があった。

[主な意見]

- ・犯罪被害者遺族は、思考力、判断力、意欲も何も残ってなく、精一杯生きている中で、たらい回しにされるのは一番やめて欲しい。一度1か所に行き、コーディネーター等が全体を繋ぐ役割をして、関係課等、周りが有機的に繋がって話をしてくれるような組織が出来るのが一番。
- ・被害者が担当部署にあちこち移動する、都度担当者が変わることもストレスや不安が生じるため、行政の施設内に支援機関が集約して設置されているのは望ましい。
- ・発端が犯罪であっても一番困っていることを相談しようと思ひ、子どものことなら児童相談所など名前に困りごとが入っている窓口には相談に行くことが多く、そういった窓口は残した方が絶対に相談しやすい。

②支援組織の役割・機能等

○ケアマネジメントの視点を入れたコーディネート、支援調整会議（個別事案について関係機関により支援内容を調整）の設置、関係機関等の連携強化、アウトリーチによる支援、市町村の指導・サポートを望む意見があった。

○組織には専門人材として、被害者のカウンセリング、支援員の心理的サポート（コンサルテーション）を行う人材（臨床心理士等）や支援計画の策定、コーディネートができる人材（社会福祉士等）の配置を望む意見があった。

[主な意見]

- ・被害者にきちんと効率よく支援を届けるため、ケアマネジメントの手法の視点を取り入れることが必要。
- ・ケース会議を定期的に持って、関係する機関で情報を共有するというのは凄く大事。
- ・市町村に専門的な相談を求めることは課題も多いので、県がサポートできる専門的な体制が築けるかが重要。
- ・相談に来た人に親身になって支えられる支援者を育てるためにも、支援者の心理的な負担の軽減（支援者の支援）のためにも、支援機関の中に、コンサルテーションのための心理士の配置を検討して欲しい。

③経済的支援の充実

○被害直後から生じる費用（医療費、通院等交通費、葬儀費等）に対する早期の支援、家事援助等の生活支援、転居費用等への支援を望む意見があり、生活支援は現物給付を望む意見があった。

[主な意見]

- ・被害直後には、医療費の他、通院等の交通費が必要となる。自分も気が動転して自動車事故を起こしたことが複数あり、被害者はなるべく運転はしたくないので、代行してもらうことが望ましい。
- ・被害者等がこなさなければならないタスク管理のサポートが必要。日常生活を営みながら、さらに不慣れな手続き等が立て込んで、パニックになってしまう。
- ・加害者が出所する時期、損害賠償命令が時効を迎え再提訴が必要となる時期に安全確保のための転居等の支援や再提訴の費用補助があるとよい。
- ・一時保育に預けることに不安を感じる遺族もあり、ホームヘルパーや保育士等の現物給付があるとよい。

④支援対象の範囲

○殺人、強盗等のほか、不同意性交等への支援は必要との意見があった。

○特殊詐欺被害も自死に至るケースがあり、なんらかの救済措置の検討をすべきという意見があった、一方で救済にあたっては、被害回復給付金とのバランスを考慮すべき、罪名で一律に対象とするのではなく審査会で生活への支障等により個別に判断してはどうかという慎重な意見もあった。

[主な意見]

- ・不同意性交等は、個人差は大きいですが、日常生活がままならなくなることも珍しくない。十分に経済的支援の対象になると考える。
- ・不同意性交等は精神的苦痛で仕事ができなくなる。家が現場の場合、転居もあるので経済的支援が必要。
- ・特殊詐欺にあった被害者が家族から責められ、自死したケースを知っている。なんらかの救済措置を願いたい。
- ・放火等で焼死したりする場合は、支援対象に含めてもよいが、強盗、窃盗なども単に金銭のみの被害は含まれないとしたい。
- ・特殊詐欺被害の場合は、被害により、どの程度生活に支障が生じているかによるのではないかと。

2 今後のスケジュール

第3回検討会は10月16日（月）に開催予定

SNSを活用した消費者トラブル防止動画コンテストの開催

令和5年9月20日
消費生活センター

若者を対象にSNSを活用した消費者トラブル防止の啓発動画コンテスト（「#stopとっとり消費者トラブル動画コンテスト」）を開催し、応募作品の受付を開始したので、その概要を報告する。

1 目的

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若者の消費者トラブル増加が懸念されることから、若者に消費者トラブル、成年年齢引下げに関心を持ってもらえるようSNSを活用した動画コンテストを実施し、動画の投稿、発信を通じて若者の消費者被害防止の啓発を図る。

本事業は、令和4年度高校生議会での提案を受けて事業化したもの。

＜高校生議会・米子松陰高校・深吉議員の質問「成年年齢の引下げによる課題について」＞

成年年齢の引下げの危険性を若者へ伝えるためには、今以上にYouTubeなどのSNSを駆使するべきであり、広報動画を制作するコンテストを高校生対象に開催してはどうか。

2 動画コンテストの概要

(1) 応募資格

10歳（小学校5年生）から29歳までの県内に在住又は通学・通勤している方

(2) 募集作品

応募者本人またはグループが撮影したオリジナル作品で、未発表の作品であること

ア テーマ：若者が消費者トラブルに遭わないために

イ 内容：成年年齢引下げに係る啓発又は若者の消費者トラブルの防止に関すること

（ネット通販、副業、投資、多重債務、靈感商法、出会い系サイト、美容・エステなど）

ウ 動画の規格：長さ10秒以上70秒以下・ファイルサイズ4GB以下

(3) 募集期間

令和5年9月1日（金）から11月30日（木）まで

(4) 応募方法等

- ・応募はとりネットに掲載する応募フォームから行う。
- ・応募作品は、募集期間を通じて消費生活センターのInstagramに掲載し、啓発を行う。
- ・応募者は、応募作品をInstagram等に「#stopとっとり消費者トラブル」を付けて自分で投稿することも可能。



[とりネットの動画コンテスト募集画面]

3 審査・表彰

(1) 審査

12月に審査会を開催して優秀賞3点と入賞10点を決定し、1月に表彰する予定。

(2) 表彰・副賞

ア 優秀賞3点：賞状及び副賞（3万円分の金券）

イ 入賞10点：賞状及び副賞（5千円分の金券）

4 受賞作品の活用

受賞作品は、とりネット、YouTube、その他SNSで配信するほか、県の消費者トラブル防止に関する啓発、くらしの経済・法律講座、とっとり消費者大学など消費者教育に活用する。

5 動画コンテストの周知

若者のコンテスト応募を促進するため、とりネット、SNSでの告知に加えて、県・市町村教育委員会等を通じて小中学校、高等学校、大学等へ周知し、学校の授業やクラブ活動でのコンテスト参加を依頼している。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年9月20日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
自然共生社会局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生 工事(その16)	倉吉市福庭 外	株式会社井木組 代表取締役 井木 敏晴	130,240,000円 (予定価格) 141,850,500円	令和5年9月12日 ~令和6年3月15日	令和5年9月12日	制限付 一般競争入札 (2社)